

小矢部市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
小矢部市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、小矢部市立学校の教育職員の勤務状況を改善し、心身共に健康な状態で、誇りとやりがいをもってその職務に励むことができるようにすることをねらいとして策定するものである。

第7次小矢部市総合計画及び第2次小矢部市教育大綱では「○心豊かな人づくり ○心身ともにたくましい人づくり ○文化豊かな地域社会の創造」という基本目標を掲げており、「人間尊重の精神のもと、広い視野をもち、生涯を通して自己の向上に努めるとともに、社会の平和と進展に貢献し得る心身ともに健全な人間を育成すること」を目指している。

本計画に基づき業務量の適正管理を行うことで、以下の好循環を創出し、その成果を子供たちへ還元することを目的とする。

・子供と向き合う時間の確保

業務の精選や効率化により教員が本来担うべき業務に注力できるようにし、教材研究（授業準備）や子どもたちの悩みを聞く時間、一人一人のよさを見取る時間へと転換する。これにより、授業の質を向上させ、きめ細やかな指導を実現する。

・教職員の心身の健康と人間的魅力の向上

教職員が十分な休息を取り、心にゆとりをもって子どもたちに接することができる環境をつくる。また、教職員自身が自己研鑽や社会体験を積む時間を確保し、その経験を教育活動に還元することで、魅力ある教育実践へとつなげる。

・教育の質の維持・向上

長時間労働を是正し、優秀な人材が教職を目指し、定着する環境を整えることで、将来にわたり本市の高い教育水準を維持する。

(2) 本市の現状

本市では、教育職員の在校等時間の管理とその縮減に取り組んできた結果、令和6年度における時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均（県）	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 39.5 時間 (35.7)	42.4%	4.2%
中学校	月 52.0 時間 (43.0)	56.3%	17.4%

市全体でみると、時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が 48.3%と多くなっている。また、市内小中学校勤務の教員を対象に「教職員の働き方に係るアンケート」を実施した結果、時間的負担を感じる業務として、「支援・配慮が必要な児童生徒とその家庭への対応」が 54.4%と半数以上の教員が回答している。次いで「生徒指導」や「調査・回答」と回答した教員が 42.2%を占めている。とりわけ、新年度当初の分掌業務や行事の運営、各種会計、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっている。また、多数の教員が現在の環境を働きやすい（肯定的回答 83.7%）と感じている一方で、ワーク・ライフ・バランスの視点からみるとバランスがとれていると感じている教員は 46.2%と過半数を割る現状である。さらに、授業準備や自己研鑽の時間の確保については、確保できていると回答する教員が 32.6%となっている。業務量の適正管理を行うことによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが喫緊の課題であると考ええる。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

【「教職員の働き方に係るアンケート」より】（調査時期 令和 8 年 2 月 回答者 147 名）

勤務時間を意識して勤務していると感じる教職員の割合 肯定的回答 79.6 %	十分にできている	30.6%
	少しはできている	49.0%
仕事と家族、自分の時間のバランスがとれていると感じる教職員の割合 肯定的回答 46.2 %	とてもとれている	5.4%
	おおむねとれている	40.8%
授業の準備や自己研鑽をする時間を確保することができている教職員の割合 肯定的回答 32.6 %	十分にできている	2.7%
	おおむねできている	29.9%

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【R6 13.8 日】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 80 以下とする【R6 82】
- ・ 仕事と家族、自分の時間とのバランスがとれていると感じる教職員の割合 80%以上を目指す【R7 肯定的回答 46.2%】

- ・授業の準備や自己研鑽をする時間を確保することができている教職員の割合 80%以上を目指す 【R7 肯定的回答 32.6%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登下校の時間やスクールバスの発着時刻等の見直しを推進する。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

学校での対応が困難な事案に関しては、教育総務課や教育センターと連携し、対応する。また、必要に応じてこども家庭課とも連携して対応する。さらに、令和8年度配置の市スクールロイヤーへの相談体制の整備や、富山県教育委員会のスクールロイヤー制度の周知及び利用手続き等、学校が弁護士等の専門家を活用し当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・部活動（「3分類」⑬関係）

休日の部活動については、地域展開を推進するほか、部活動指導員の配置を拡充する。

「小矢部市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和6年3月）」に基づき、適切な部活動を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備、採点作業や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

全校に配置されている教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）との協働を進め、授業準備や採点作業、学年会計業務等を依頼する体制を整える。

ICT 支援員を配置し、ICT 環境のさらなる整備・推進により、児童生徒への支援にとどまらず、教職員の授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

各校での支援員によるサポートで効果的であった事例や実践を校長会等で共有する。

- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を80%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

教育委員会において、学校が必要とする医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、スタディ・メイト、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進し、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・教職員の時間の余裕が生み出せるように時間割を工夫し、教員一人当たりの授業時間数を減らし、空き時間を確保する。また、分掌業務の内容を精選し、OJTによる協力体制を整える等、少ない時間の中で一人一人がやりがいをもって取り組めるようにする。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ICT の活用により、授業準備や教材研究、成績処理事務、保護者への連絡や配付文書などの作成を効率化する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・年次有給休暇について、平日でも安心して取得できる雰囲気をつくり、そのための体制を整備するよう、各学校での工夫を促す。
- ・令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 2 回以上設定するよう推進し、長期休業期間中に 5 日間の完全閉庁期間の設定を行う。また、学校稼業時間外や、中期的な学校休業中（年末年始やゴールデンウィーク等）の保護者からの学校への連絡は、市教育委員会で受け付ける。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議、小中学校長会において報告することとする。また、保護者や地域への本計画や取組への周知と理解を求め、学校内外での連携・協働を図る。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関及び各校区における学校運営協議会とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果及び市内勤務教員対象アンケートから把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校

等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。